

**検討事項；**

# **認証業務における注意点について**

**(電気通信事業法に基づき認証を受けた端末機器)**

---

**2019年3月7日**

**総務省 総合通信基盤局  
電気通信技術システム課**

# 項目

1. 技術基準不適合等の端末機器への対応
2. 不適合等の事例
3. 端末機器の市場調査結果(暫定)
4. 関係機関の皆さまへ

# 1. 技術基準不適合等の端末機器への対応

- 携帯電話や無線LANといった端末機器市場の多様化や機能の複雑化に伴い、電気通信機器の基準認証制度に係る不適合等（以下「技術基準への不適合等」）の事例が発生しています。
- 総務省は、技術基準への不適合等を確認した場合、当省が把握した技術基準への不適合等の事実を公表し、利用者や関係機関等への周知を行うことにより、被害の拡大や同様な事例の再発防止に努めています。
- また、総務省は、実際に市場で販売されている端末機器を対象としたサンプル調査を行っており、サンプル調査で確認された不適合等についても、利用者や関係機関等へ随時情報提供しています。



## 2. 不適合等の事例

### 認定の表示がない①



DS-CDMA、  
FD/TD-LTE

### 認定の表示がない②



10BASE-T  
/100BASE-TX

### T認定が未取得

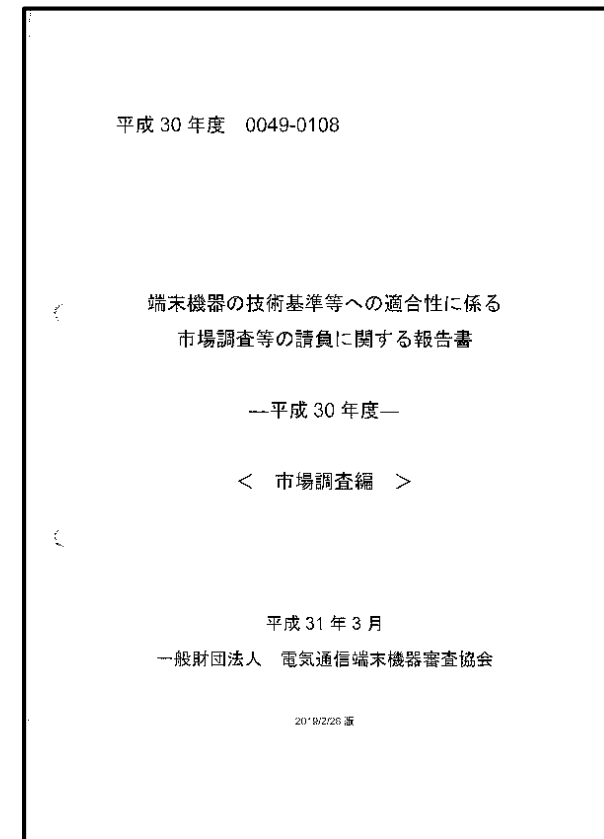


W-CDMA、  
IEEE 802.11b/n

### 技術基準への不適合



アナログ電話



出典：「平成30年度 端末機器の技術基準等への適合性に係る市場調査等の請負に関する報告書（2019/2/28 速報版）」

モード	第14条 送出電力 最大:0dBm以下 平均:-8dBm以下		不要送出レベル		
	4kHzまで		4~8kHz	8~12kHz	12kHz以上
PB信号	最大(P)	平均			
	-7.5	-7.5	-37.3	-39.5	-37.8

### 3. 端末機器の市場調査結果(暫定)

登録認定機関	試験結果			合計	2018年度調査
	適合	不適合	判断困難		表示が不適切
国内機関A	5	0	0	5	0
国内機関B	4	1	0	5	0
国内機関C	3	2	1	6	0
国内機関D	2	0	1	3	0
国内機関E	1	0	0	1	0
国内機関F	3	0	0	3	0
国内機関G	1	2	0	3	0
国内機関H	2	0	1	3	1
外国機関J	2	1	0	3	1
外国機関K	1	1	0	2	0
外国機関L	1	1	1	3	0
外国機関M	2	0	0	2	0
自己確認	0	0	1	1	0
合計	27	8	5	40	2

20%

- 我が国の電気通信端末機器の基準認証制度における技適マークは、その設備が電気通信事業法等が定める技術基準に適合していることを証明するものですが、近年の技術基準への不適合等にあたる事例では、次の端末機器や業者が確認されています。
  - ① 技術基準に適合していないにも関わらず技適マークが貼付されている端末機器
  - ② 認証を取得した設計とは異なる端末機器を製造・販売している業者
  - ③ 表示の内容が不適切な端末機器（適合認定を取得しているが表示のないものを含む）
  - ④ 適合認定を取得せずに国内量販店で販売されている業者や端末機器
- 技適マークの表示がない端末機器は、登録認定機関で認定を受けていない可能性、また、技術基準に適合していない可能性があり、知らずに使用する利用者に多大な迷惑がかかります。（ただし電気通信事業者検査を受験した端末機器を除く。）
- 端末機器の製造業者、輸入業者または販売業者は、出荷する前に、また、利用者・量販店に販売する前に、技術基準への適合認定を要する端末機器かどうかについて、必ず登録認定機関に確認下さい。
- 登録認定機関は、技適マークの信頼を損なうことのないよう、法令事項はじめ総務省に届け出た自らの業務規程に厳格に則り、試験データのコピー流用等を確実に見極めることなど、公正かつ適正に認定業務を行って下さい。